

分科会の設置について

- 1 目的 令和3年10月22日付けで企画政策部会に付議された環境確保条例の改正に係る調査審議を円滑に行うため
- 2 設置者 部会長
- 3 設置根拠 東京都環境審議会運営要領第5第1項
- 4 名称 カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会
- 5 所掌事務 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に関する事項
- 6 設置期間 部会長が設置した日から答申の日まで
- 7 構成 部会長が指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織